

ぷらネットこまき

総会特集号

(古牧地区住民自治協議会広報誌)



第143号

古牧だより通算236号

令和4年度会長に塩入 茂氏

令和4年度の定期総会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いていることから会則第22条6により評議員(185名)による書面協議の総会とさせていただきました。

会長には、副会長の塩入 茂氏(南高田区)が選任され、令和4年度の事業活動方針、事業計画、収支予算、会則・細則の一部改正、新役員選出等の全ての議案について承認されました。

就任あいさつ



新会長 塩入 茂

古牧地区にお住まいの皆様には、平素から古牧地区住民自治協議会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この度、会長という大役を仰せつかり身の引き締まる思いですが、皆様のお力添えをいただいて精一杯務めてまいりますので、宜しくお願ひいたします。

さて、住民自治協議会は発足して15周年の節目を迎えます。この間、住民の皆様と力を合わせ安全・安心のまちづくり、思いやりとふれあいの地域づくりを進めてまいりました。今年度は、防災対策の一層の推進として、北八幡川水系の水害防止対策の重点的取り組みや、防災土取得による地域防災力の向上を図るなど、地域の皆様が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

また、高齢化が進む中、「第3次古牧地区福祉活動計画」に基づき、各区による積極的な支え合い、助け合いを推し進めるとともに、次の世代のために子育て支援活動にしっかりと取り組み豊かさを実感し幸せに暮らせる地域を創ることを目指したいと思います。

事業の推進、課題解決のためには、12地区の連携強化はもとより、住民自治協議会組織、各種団体並びに市行政及び関係機関との連携を密にして取り組みを進めることができるので、関係各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

退任あいさつ



前会長 児嶋 孝

今年度も新型コロナウイルスの影響を受け、昨年と同様総会も「書面協議」でスタートしました。

住自協の活動として、「誰もが住みよい元気なまち、古牧」を目標に活動してまいりました。しかし、計画した事業も中止や縮小を余儀なくされ、関係部署の皆さんにはご心配・ご不便をおかけしました。また、ご協力を頂いた方々に厚く感謝申し上げます。

災害対策では、「北八幡川治水対策」の継続活動を行ってまいりました。市関係部課と何度も協議し、更に長野市長に陳情し、恒久的、緊急的災害対策を要請しました。その結果、調整池の掘り下げ、北八幡川の水路改修等具体的な緊急対策の方針が出されました。今後の改修工事の進捗に期待するところです。

防災対策としては「人」という資源を活用して社会全体の防災力を高める「防災士」の活用を計画しました。防災知識を持つ「人」を育てるこことにより地区の防災に役立つと思います。

福祉関係では、古牧の支え合い・助け合いをベースにした「第3次地域福祉活動計画」を策定し活動しております。課題もありますが各関係機関等と連携し取り組んでおります。

まだまだコロナによる影響は続くと考えられます。「安全・安心で住みよい元気な古牧」を目指し、地区の益々の発展と住民の皆さまのご健勝、ご活躍を祈念申し上げ退任の挨拶とさせていただきます。

令和4年度 事業計画

I 基本方針

古牧地区住民自治協議会が発足して15周年を迎え、引き続き古牧地区に住む誰もが住みよい、安全・安心のまちづくり、思いやりとふれあいのある地域づくりを目指して、協議会を構成する12地区の連携を基本に、災害に強い基盤整備と犯罪が無く高齢者や障害者を含め、皆が安心して暮らせる生活環境を作るため、地域の一層の活性化を図ります。

II 主な取組み

《総務部会》

- 安全・安心を支える社会生活基盤の整備、地域防災対策の充実及び家庭ごみ対策を始めとする地域の環境美化の推進等のため下記事業に取り組みます。

- 1 水害対策、生活道路、防災・防火・防犯、交通安全等の社会生活基盤や環境の整備・改善を長野市及び関係機関と連携して推進します。
 - 2 今後予想される災害に備え、過去の災害対応を教訓にして「防災マニュアルの整備」、「防災指導員のスキルアップ」、「防災士資格の取得支援」、「災害対応訓練の実施と普及」に努めます。
 - 3 ごみ分別の啓発、ごみステーションの改修、不法投棄防止活動、道路・公園等の美化活動を行い、地域の環境美化を推進します。
 - 4 社会を明るくする運動や全戦没者追悼と非戦の誓いなどを関係の皆さんと連携して実施します。
- 古牧地区住民自治協議会が発足して15周年を迎える節目の事業として、各地区活動の一層の活性化を図るために下記事業に取り組みます。
- 1 各区の活動の活性化を図るために、区の活動や事業の推進に必要な備品を住民自治協議会が購入して貸し出しを行う「古牧地区備品貸付事業」を実施します。
 - 2 古牧地区の歴史と文化を知り、地域へ

の愛着、次世代へ地域資源の継承を図るために「古牧地区ガイドマップ」を作成し全戸に配布します。

《福祉部会》

高齢者や要支援者、子供たちに対する福祉活動の充実に取り組むほか、各区における積極的な支え合い、助け合い、健康づくり、仲間づくりを進め、皆が幸せに豊かな気持ちで暮らせるコミュニティづくりのため下記事業に取り組みます。

- 1 2021年度を初年度とする第3次古牧地区福祉活動計画に基づき、高齢者・子育てサロン活動、希望の旅、福祉自動車運行、ボランティアセンター運営等を関係諸団体と連携して実施し、地域の皆様の幸せを目指します。
- 2 高齢者や要支援者が安心して暮らせるための持続可能な支え合いのまちづくりに向けて支え合い活動を推進します。
- 3 高齢者や要支援者の健康維持を図るため、「ほんわか健康塾」を全区に展開します。
- 4 子育て支援活動をこれからも重点的に取り組むこととし、各区の新たな取り組みを積極的に支援します。

《安全部会》

古牧地区的犯罪防止や交通事故防止及び火災予防などの活動を積極的に行い、住民生活の安全・安心を確保するため下記事業に取り組みます。

- 登下校時の子どもを守る「安全パトロール」、「見守り活動」、夜間における「防火・防犯パトロール」、交通量が多く交通事故多発交差点での「交通安全街頭指導」など、住民の生活安全活動を推進します。
- 防火・防犯・交通安全ポスター作品コンクールなどを通して住民の意識向上と関係機関との連携強化を図ります。

《教養文化部会》

公民館活動、青少年健全育成、人権尊重、男女共同参画等の積極的な推進を図るために下記事業に取り組みます。

- ふるさと文化芸能祭や公民館対抗球技大会等を通じて、地域の皆様が大勢参加で

き、顔が見えて仲間づくりができるふれあいの場の機会確保に努めます。

- 家庭、地域、学校、関係機関等の密接な連携を図り、「ふるさとふれあいタイムズ」の作成を通じて、世代間交流や青少年の健全な育成に努めます。
- 差別のない住みよい地域づくりを目指して、人権研修や、男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりを進めます。

《広報部》

古牧地区住民自治協議会の活動を「ぷらネットこまき」や「ホームページ」等で広報するとともに各区の通信員を通じて情報の提供を受け、広報・広聴活動の充実を図ります。

収支予算計画

1 一般会計

収入の部		(単位：千円)
収入総額		41,767
いきいき交付金		21,292
その他補助金・交付金		3,070
各区等の負担金		7,946
使用料		150
雑収入(募金事務等)		716
前年度繰越金		8,593

支出の部		(単位：千円)
支出総額		41,767
事業費(5部会事業)		12,152
事務局費		14,446
交付金・助成金		10,967
積立金		2,250
予備費		1,952

2 特別会計

(1) 福祉移送サービス事業

収入の部		(単位：千円)
収入総額		2,186
補助金(市社協)		510
地区負担金		1,000
雑収入		1
前年度繰越金		675

支出の部		(単位：千円)
支出総額		2,186
車両維持費		930
事務費		420
雑費		20
自動車更改積立金		600
予備費		216

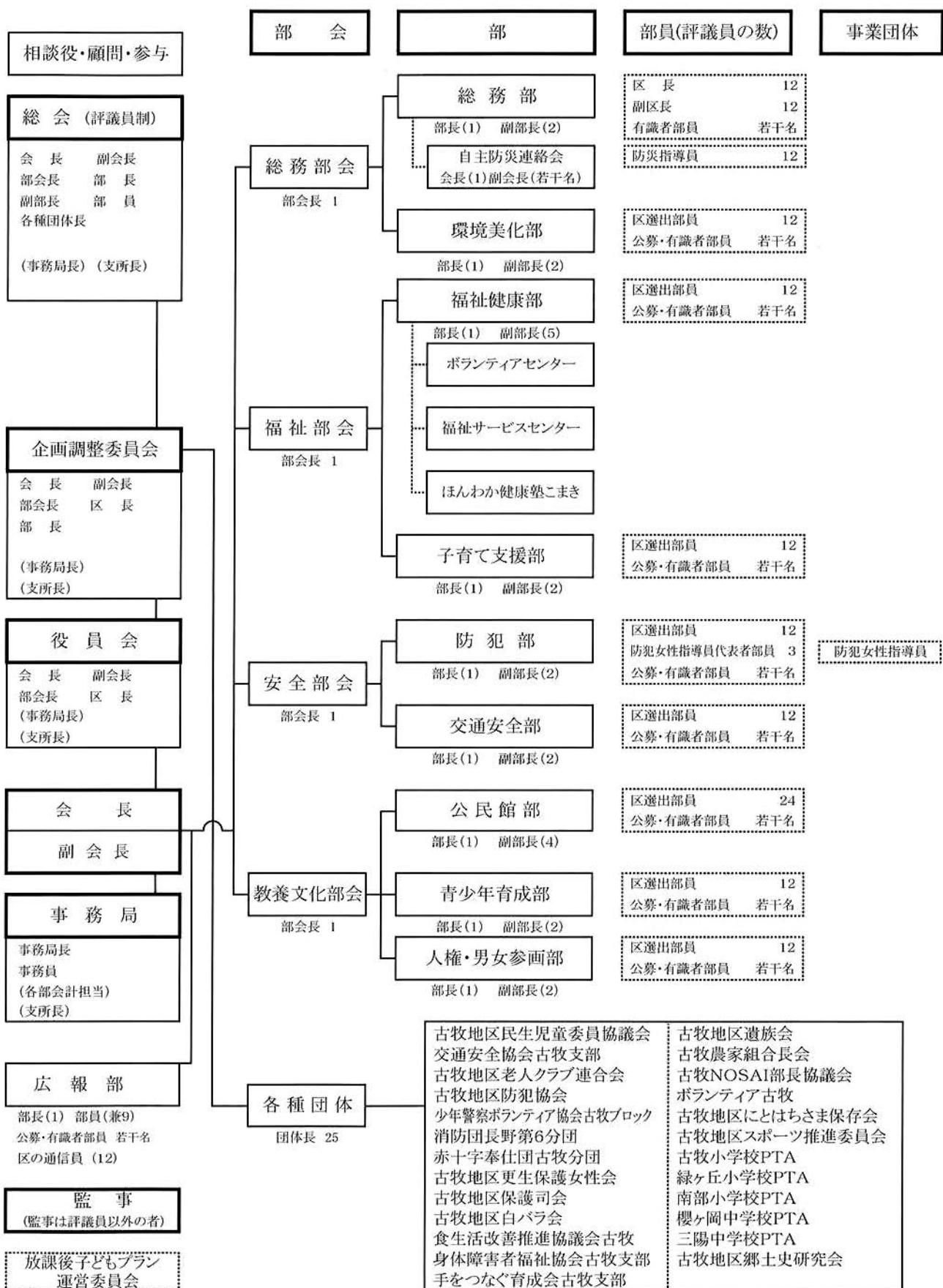
(2) ほんわか健康塾こまき事業

収入の部		(単位：千円)
収入総額		364
補助金		42
負担金(参加者タクシ一代)		72
雑収入		1
繰越金		249

支出の部		(単位：千円)
支出総額		364
賃借料(タクシー借上)		150
需要費		50
振込手数料		10
会議費		45
予備費		109

令和4年度古牧地区住民自治協議会組織図

(会則第7条第3項関係)



会則及び細則の一部改正について

I 会則の改正

1 第7条第3項関係

- (1) 第7条第3項の「別表(組織図)」の事業団体から「保健補導員」を削除する。
- (2) 第7条第3項の「別表(組織図)」の福祉部会福祉健康部部員の欄から「保健補導員代表者部員3」を削除する。
- (3) 第7条第3項の「別表(組織図)」の各種団体から「東部中学校PTA」を削除し、各種団体の数を「26」から「25」へ変更する。

2 改正の理由

- (1) 保健補導員は住民の自主的活動として、地域の住民が組織し、長年、健康を守る取り組みを行ってきましたが、住民自治協議会に福祉健康部が設置され地域の福祉とともに健康に対する各種事業などが行われており、保健補導員の自主的活動が漸減してきています。このため、保健補導員が担ってきた役割、活動などについては、引き続き、福祉健康部が担うことで保健補導員を廃止する。
- (2) 「東部中学校PTA」は、本会の事業目的に沿い各種団体として活動を行ってきたが、旧JR宿舎区が西和田区への統合したことにより、通学区が変更になり東部中学校を通学区としていた旧JR宿舎区の在校生がいなくなったため。

II 細則の改正

1 第5条関係

- (1) 第5条(1)の「区選出事業団体代表者名簿」(様式第2号)区の事業団体から保健補導員を削除する。
- (2) 第5条(3)の「保健補導員事業団体3名」を削除する。

2 改正の理由

会則の改正理由(1)と同じ。

3 改正後

(区選出部員、事業団体代表者部員の選任)

第5条 会則第11条(2)の部員の選任は次による。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 事業団体代表者部員の選任は、「区選出事業団体代表者名簿」に基づき、防犯女性指導員事業団体3名を、当該各区選出事業団体代表者12名の互選により選出し、関係する部の代表者部員とする。

5月から6月までの主な行事実施日のお知らせ → 回覧等でお知らせします。



古牧地区の世帯数と人口

令和4年4月1日現在

11,750世帯

26,580人

(男 13,115人)

(女 13,465人)

■発行所 古牧地区住民自治協議会
(電話259-8359・FAX219-1057)
(E-mail:komaki@vivid.ocn.ne.jp)

■発行者 塩入 茂
■編集 ぷらネットこまき編集委員会
■印刷 SR



HP
ご覧ください